

瀬戸市告示第 9 3 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 6 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は  
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 2 4 年  
7 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
保育料の収納事務	<省略>	保育料の収納事務	<省略>
	株式会社トットメイト		株式会社トットメイト
	<u>株式会社日本保育サー ビス</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>